

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百十一号

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号）の一部を次の表のように改正し、告示の日から適用する。

令和六年五月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	改正前
<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 介護施設における研修の要件</p> <p>1 の(1)の口の介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)別表第五又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年^{文部科学省}厚生労働省令第二号)別表第四の二に定める介護過程Ⅲに相当する専門的技術の習得に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。</p> <p>5 (2) (4) (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>第二 資格取得前の受入れ機関での就労等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 介護施設における研修の要件</p> <p>1 の(1)の口の介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。</p> <p>5 (2) (4) (略)</p> <p>三 (略)</p>